生活環境づくり

『水質公害』を追放

五か年計画で着工 中部地域

雨水と汚水に分ける「分流式」で

新津市に「下水道」をつくって、健康で住みよい生活環境にしようと、市ではいまその建設の準備を一生懸命すすめています。

ところで下水道を建設するには、これまでも紙上でたびたびお知らせしてきたとおり、多くの日数と大変なお金がかかって、市の財政規模からいっても大きな負担になるという難しい問題をもっています。さらにまた、この下水道を建設することによって、その土地の所有者など、利益を受ける住民のみなさんから、その建設に要する費用を一部負担していただこうという「受益者負担」ということもあります。しかし、この事業が完成すると、浸水による被害はもちろんなくなり、家庭から出るいっさいの汚水も停滞することなく流されるし、便所も水洗便所となって、環境のよいすてきな文化生活が約束されます。

そこで今号は、市がこれから建設しようとしている「公共下水道事業」のアウトライン、いわゆるどんな方法で、どのように行なわれるかなど、基本計画にそったその概略についてを、市民のみなさんがたにご紹介しながら建設に対する理解と協力をお願いしたいと思います。

下水をすべて処理

たん水をなくするため、昭和四十年の下興野ポンプ場の用地買収から始まった当市の「都市下水路事業」は、ポンプ場一式と、ポンプ場から本町四丁目地内にいたる総延長千九百メートルの工事を、昨年度で終わりました。

今年度からは、雨水ばかりでなく、市街地に発生する下水のすべてを集め処理をして川に流すことができる施設いわゆる「公共下水道」をつくる計画を、いますすめているものです。

「下水」というと、家庭の台所や風呂場などから流れ出てくる水のことを思い浮べるのが普通ですが、しかし、下水道の中へは、このような家庭下水以外にもいろいろな水が入ってきます。たとえば、工場や事業所から出てくる汚水、学校などの公共施設や、ビルからの汚水も入ってきます。盛り場などでは、デパートや飲食店からの汚水は無視出きません。また、下水道には雨水も入ってきます。つまり、日常生活や事業活動に伴って出てくる廃水と雨水を総称したものを、ここでいう下水道で取り扱う下水と呼んでいるわけです。

雨水枝管・汚水管 終末処理場を建設

「新都市計画法」では、基本的な都市の施設として下水道を市街化区域（すでに市街化の形をなしている区域などをいいます）のすべてに定めることを規定しています。今年度から始められる市の下水道計画では、第一期事業として中部地域（下興野町、善道町一～二、本町一～四）の雨水枝管、汚水管（四、五頁を参照）、終末処理場といった工事を、大体十四億五千万円くらいで五か年を目標に雨水と汚水に分ける分流式で行なおうとするものです。

中部地域以外の市街化区域は、いちおう中部地域の工事を終わってからの計画ですが財政的な都合がつくならば、できるだけ早い時期の着工が考えられています。

なお、参考までに「下水道法」には、下水を取り除く方法として「合流式」と「分流式」があります。市が採用する分流式では、最初から雨水と汚水を別々の管の中に流し込んで、雨水はそのまま川へ、汚水は終末処理場へ送り、化学的な処理によってきれいな水にして流します。（八月一日号を見てください。）

水洗トイレ化で

下水道を建設して

建設に多大な費用

下水道をつくるには、その建設する費用だけでなく、維持・管理するにも多くの費用がかかります。この予定されるお金は、約十四億五千万円で、そのうち国から補助してもらうお金は約四億五千万円あります。補助を差し引いた十億円のうち、借り入れするお金が約六億円で、残こりの四億円というぼう大なお金は、直接市費でまかなわれなければならないのです。

このことから、下水道を建設することによって利益を受ける土地の所有者に、その受ける利益の限度内で、建設に要する費用の一部を負担してもらう「受益者負担に関する条例」案を、去る九月定例市議会に提案しました。そして市議会では時間をかけ、いろいろと検討審議がなされることになっています。

条例案の内容は、その該当する土地の所有者から一平方メートル当たり百七十七円（予定）を年四回、五年の二十回分割で、納めていただこうとするもので、その具体的な理由としては、一つは、いま説明したように多くの資金を必要とするため、市費の持ち出しが多く、行政をすすめる上で他の事業予算が少くなり、特定の地域だけの工事に多くの財源を使う不合理さです。もう一つは、受益者負担金の制度を採用すると、国からの財政的援助が大幅に受けられるということです。

（九月十五日号を見てください。）

負担金を納める人

例―1
居住者 A
家屋所有者 A
土地所有者 A
土地所有者、家屋所有者、居住者が同一の場合はA

例―2
居住者 B
家屋所有者 B
土地所有者 A
家屋所有者と居住者が同一で、土地の所有者が異なる場合B

例―3
居住者 B
家屋所有者 A
土地所有者 A
土地と家屋の所有者が同じで、居住者が異る場合A

例―4
居住者 C
家屋所有者 B
土地所有者 A
土地所有者、家屋所有者、居住者がそれぞれ異る場合B

能代下流から着工

中部地域の雨水と汚水の施設計画は、前にも述べたとおり分流式で行なわれるため、雨水と汚水がそれぞれ別個の管に流し込まれて処理されます。普通分流式というと、雨水は開きょ（簡単にいうと側こう）の排水路に、そして汚水だけを地下に設けられる水路（暗きょ―地下に埋める管）でという方法で工事がなされますが、このような計画ですすむとそうでなくとも広くない道路がいっそうせまく道幅が限定されることから、雨水管は、管の大きさによって地下に埋めたり、または道路側こうで雨水を流すことにしています。

まだ、具体的な年次計画は決まっていませんが、それでも基本的には、工事を能代川の下流のほうからはじめて、年次の途中からは五十一年度の完成を目標に終末処理場の建設を行ない、五十二年からはいっしょに使用を開始する計画です。

なお、この工事を計画するに当たっては、今後建設される他地域とのことも考え合わせ、汚水が通るための管はあらかじめ大きくするとか、また、終末処理場においても、それに必要な施設をつくっておくなど、いろいろ将来のことを考えて計画されています。

取入れマスまでの施設 利用者で施工

下水管は、原則として市道以上の公道に埋められます。そして、ところどころに「取り入れマス」というものをつくっておきます。各家庭からこの「取り入れマス」までの施設は、下水道を利用するそれぞれの人が行なうことになります。

市内には、市道に認定されていない私道で、市道と同じような役目を果たしている道路がたくさんあります。たとえば、新しく宅地造成された土地にある道路などですが、こうした道路は、所有者から特段の理解と協力をいただいて、市道なみの取り扱いにしたいと計画がすすめられているものです。**汚水施設計画図は次頁にあります。**

表具
鈴木一心堂
一級技能士 法定防火壁装工事店
訓練指導員 建設業登録店
本町3☎2-2035

すてきなプレゼントがいっぱい
資生堂秋の化粧品デー
資生堂チェインストア
第四銀行が向い。北越銀行がとなり
アツヤ 本町2 TEL(2)-0418

マイホームの資金づくりから設計施行まで…
高級木造住宅設計・施行
新潟ハウジング
新津市役所となり TEL②7151